

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 5 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 113 号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成 13 年岩手県規則第 140 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																							
<p>(二酸化炭素を排出する事業所等)</p> <p>第 39 条 条例第 82 条第 1 項の規則で定める者は、次に掲げる工場又は事業場を設置している者とする。</p> <p>(1) 燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）の年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）における使用量をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）第 3 条に規定する方式により原油の数量に換算したものが 1,500 キロリットル以上である工場又は事業場</p> <p>(2) 電気（他人から供給されたものに限る。）の年度の使用量が 600 万キロワット時以上である工場又は事業場</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第 14 号（第 40 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 様 （ 地方振興局長）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td>燃料等 kℓ</td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td>燃料等又は電気の使用量</td><td>電気 kWh</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></table>	[略]	燃料等 kℓ	[略]	燃料等又は電気の使用量	電気 kWh	[略]			[略]			<p>(二酸化炭素を排出する事業所等)</p> <p>第 39 条 条例第 82 条第 1 項の規則で定める者は、エネルギー（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定するエネルギーをいう。）の年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）における使用量をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）第 4 条に規定する方法により原油の数量に換算したものが 1,500 キロリットル以上である工場又は事業場を設置している者とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第 14 号（第 40 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 様 （ 振興局長）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td><td>エネルギー使用量</td><td>kℓ</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	[略]	エネルギー使用量	kℓ	[略]	[略]				[略]			
[略]	燃料等 kℓ	[略]																						
燃料等又は電気の使用量	電気 kWh																							
[略]																								
[略]																								
[略]	エネルギー使用量	kℓ	[略]																					
[略]																								
[略]																								
<p>備考 1 [略]</p> <p>2 燃料等又は電気の使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第 37 条第 1 項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第 2 項に該当する場合に、記載してください。</p> <p>3 燃料等使用量については、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）第 3 条の方式により原油の数量へ換算した量を記載してください。</p>	<p>備考 1 [略]</p> <p>2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第 39 条第 1 項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第 2 項に該当する場合に、記載してください。</p> <p>3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）第 4 条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。</p>																							

4 [略]

[略]

別紙 その1 (工場又は事業場用)

1 二酸化炭素の排出の状況

[略]

燃料等使用量		[略]		
[略]				
電力	[略]	kWh	kg-CO ₂ /kWh	[略]
合計	[略]		[略]	

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第3条の方式により換算するものとする。

2 [略]

2・3 [略]

別紙 その2 (自動車用) [略]

様式第15号 (第41条関係)

[略]

岩手県知事 様
(地方振興局長)

[略]

[略]			
燃料等又は電気の使用量	燃料等	kℓ	[略]
	電気	kWh	
[略]			
[略]			

備考1 [略]

2 燃料等又は電気の使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第37条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。

3 燃料等使用量については、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第3条の方式により原油の数量へ換算した量を記載してください。

[略]

別紙 その1 (工場又は事業場用)

1 二酸化炭素の排出の状況

燃料等使用量		[略]		
[略]				
[略]				
電力	[略]	kWh	kg-CO ₂ /kWh	[略]
合計	[略]		[略]	

4 [略]

[略]

別紙 その1 (工場又は事業場用)

1 二酸化炭素の排出の状況

[略]

エネルギー使用量		[略]		
[略]				
電力	[略]	kℓ	kg-CO ₂ /kℓ	[略]
合計	[略]	kℓ	[略]	

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算するものとする。

2 [略]

2・3 [略]

別紙 その2 (自動車用) [略]

様式第15号 (第41条関係)

[略]

岩手県知事 様
(振興局長)

[略]

[略]			
エネルギー使用量		kℓ	[略]
[略]			
[略]			

備考1 [略]

2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。

3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。

[略]

別紙 その1 (工場又は事業場用)

1 二酸化炭素の排出の状況

エネルギー使用量		[略]		
[略]				
[略]				
電力	[略]	kℓ	kg-CO ₂ /kℓ	[略]
合計	[略]	kℓ	[略]	

<p>備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）<u>第 3 条の方式</u>により換算するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別紙 その 2（自動車用） [略]</p>	<p>備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）<u>第 4 条の方法</u>により換算するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別紙 その 2（自動車用） [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成 13 年岩手県条例第 71 号）第 82 条第 1 項に規定する者（以下「二酸化炭素排出事業者」という。）についてのこの規則による改正後の県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第 40 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、平成 18 年度においては、同号中「計画期間の初年度の 6 月末までに」とあるのは、「平成 18 年 9 月末までに」とする。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第 40 条第 1 項第 3 号の規定により地球温暖化対策計画を提出している二酸化炭素排出事業者が、この規則の施行の日以後に行う当該計画に係る変更後の地球温暖化対策計画の提出及び当該計画に基づく地球温暖化の対策の実施状況の届出については、この規則による改正後の様式第 14 号及び様式第 15 号にかかわらず、なお従前の例による。